

松江市告示第 192 号

松江市都市農山漁村交流連携促進事業費補助金交付要綱（令和 3 年松江市告示第 253 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前												
<p>(補助の対象等)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1" data-bbox="201 1012 788 1182"><tr><td colspan="2" data-bbox="201 1012 788 1068">略</td></tr><tr><td data-bbox="201 1068 336 1124">終期</td><td data-bbox="336 1068 788 1124"><u>令和6年3月31日</u></td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="201 1124 788 1182">略</td></tr></table>	略		終期	<u>令和6年3月31日</u>	略		<p>(補助の対象等)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1" data-bbox="807 1012 1393 1182"><tr><td colspan="2" data-bbox="807 1012 1393 1068">略</td></tr><tr><td data-bbox="807 1068 943 1124">終期</td><td data-bbox="943 1068 1393 1124"><u>令和5年3月31日</u></td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="807 1124 1393 1182">略</td></tr></table>	略		終期	<u>令和5年3月31日</u>	略	
略													
終期	<u>令和6年3月31日</u>												
略													
略													
終期	<u>令和5年3月31日</u>												
略													
<p>(概算払)</p> <p>第3条 <u>規則第14条第1項ただし書の規定により、市長は、当該補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。</u></p> <p>(実績報告)</p> <p>第4条 <u>規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、領収書等補助対象経費の支払状況が確認できるものとする。</u></p> <p>第5条 略</p>	<p>第3条 略</p>												

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。